前橋市社会福祉協議会職員の再任用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、前橋市社会福祉協議会職員の再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（再任用制度及び対象者）

第２条　再任用制度及び再任用の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

（１）定年前再任用短時間勤務制による再任用職員

ア　職員就業規則第１７条第４項に規定する者

（２）暫定再任用制度による再任用職員

ア　職員就業規則の附則に規定する定年に関する経過措置により定年に達した日後６５歳に達する日の末日までにある者

イ　令和５年４月１日施行前の要綱により雇用されている再任用職員、及び再任用期間終了後に嘱託職員として雇用されている者

２　前項第１号及び第２号アの要件を満たす者のうち、再任用を希望する者は、退職予定年度の５月末日までに様式第１号により会長に対し申し出なければならない。

（雇用形態）

第３条　会長は、前条第２項により申出のあった再任用を希望する者を、再任用による任期を定めた職員（以下「再任用職員」という。）として再任用する。

（再任用職員の承認）

第４条　会長は、第２条２項による再任用を希望し、かつ、次の要件をすべて満たす者から、任用の承認をする。

（１）再任用を希望する意思を有するとともに、勤労意欲のあること

（２）過去５年間の出勤率９０％以上かつ勤務実績が良好であるもの

（３）直近の健康診断等で、業務遂行に問題がないこと

２　前項の要件を判断する基準日は、定年退職予定日の３カ月前までとする。

（再任用の期間）

第５条　再任用の任用期間は、次のとおりとする。

（１）定年前再任用短時間勤務制による再任用職員については、その者の定年退

職日相当日までとする。

（２）暫定再任用制度による再任用職員については、６５歳に達する年度の末日までとし、１年度ごとに任用する。

（服務、勤務時間及び休暇等）

第６条　再任用職員の服務等は、「職員就業規則」によるものとする。ただし、勤務時間及び休暇については次項の定めによる。

２　再任用職員の勤務時間は、１週間について３１時間（１日７時間４５分を越えない）とする。その際、勤務時間等を考慮し、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において、週休日を設けることができる。年次有給休暇については、１年２０日の付与とし、繰越上限は２０日とする。特別休暇については、「職員就業規則」によるものとする。

（給与）

第７条　再任用職員の給与は、別表に基づき支給する。

２　再任用職員の給与月額は、別表により、その者に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（再任用職員の諸手当）

第８条　再任用職員に対する諸手当については、「職員の給与、退職手当、旅費等に関する規程」に基づき支給する。

２　再任用職員の期末手当は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に１００分の６８．７５を乗じて得た額とする。

３　再任用職員の勤勉手当は、第１項の規定にかかわらず、勤勉手当基礎額に１００分の４８．７５を乗じて得た額とする。

４　再任用職員の時間外勤務手当については、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が、７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する時間外勤務手当の適用については、１００分の１００とする。

５　再任用職員の通勤手当は、第１項の規定にかかわらず、下記のとおり支給する。

区　　分	支　　給　　額
交通機関利用者	１か月当たり最高 55,000 円を限度に６か月定期等の運賃相当額を一括支給
片道の通勤距離	支　給　額/月

km 以上	km 未満	所定労働４日	所定労働５日
２	５	１，６００円	２，０００円
５	１０	３，３６０円	４，２００円
１０	１５	６，０８０円	７，６００円
１５	２０	８，８８０円	１１，１００円
２０	２５	１１，２８０円	１４，１００円
２５	３０	１３，６００円	１７，０００円
３０	３５	１５，９２０円	１９，９００円
３５	４０	１８，２４０円	２２，８００円
４０		１９，５２０円	２４，４００円

（給与規程の適用除外）

第９条　再任用職員の給与のうち「職員の給与、退職手当、旅費等に関する規程」第１２条（扶養手当）、第１６条（住居手当）及び第２９条（退職手当及び死亡給与金）の規定は、適用しない。

（その他）

第１０条　再任用の職員に関する必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、会長が別に定める。

２　この要綱を改廃するには、職員の過半数を代表する者の意見を聴くものとする。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年３月２０日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２８年３月１日から施行する。ただし、第７条の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

（平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関する特別措置）

２　平成２７年１２月に支給する勤勉手当の額は、平成２８年３月１日一部改正後の同要綱第８条第３項に関わらず、同項中「１００分の３７．５」とあるのを「１００分の４０」とする。

（給与の内払）

３　改正後の前橋市社会福祉協議会職員の再任用に関する要綱（以下「再任用要綱」という。）の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の再任用要綱の規定に基づき支給された給与は、改正後の再任用要綱の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（改正差額に関する特別措置）

２　改正前の給与月額と改正後の給与月額との差額を平成３０年３月３１日までの２年間、給料として支給する。

附　則

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。ただし、第７条の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

（平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する特別措置）

２　平成２９年１２月に支給する勤勉手当の額は、平成３０年１月１日一部改正後の同要綱第８条第３項に関わらず、同項中「１００分の４２．５」とあるのを「１００分の４５」とする。

（給与の内払）

３　改正後の前橋市社会福祉協議会職員の再任用に関する要綱（以下「再任用要綱」という。）の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の再任用要綱の規定に基づき支給された給与は、改正後の再任用要綱の規定による給与の内払とみなす。

（改正差額に関する特別措置）

４　改正前の給与月額、地域手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当と改正後の給与月額、地域手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当との差額を一時金として支給する。

附　則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成３１年１月１日から施行する。ただし、第７条の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（平成３０年１２月に支給する期末手当に関する特別措置）

２　平成３０年１２月に支給する期末手当の額は、平成３１年１月１日一部改正後の同要綱第８条第２項に関わらず、同項中「１００分の７２．５」とあるのを「１００分の８０」とする。

（平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する特別措置）

３　平成３０年１２月に支給する勤勉手当の額は、平成３１年１月１日一部改正後の同要綱第８条第３項に関わらず、同項中「１００分の４５」とあるのを「１００分の４７．５」とする。

（給与の内払）

４　改正後の前橋市社会福祉協議会職員の再任用に関する要綱（以下「再任用要綱」という。）の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の再任用要綱の規定に基づき支給された給与は、改正後の再任用要綱の規定による給与の内払とみなす。

（改正差額に関する特別措置）

５　改正前の給与月額、地域手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当と改正後の給与月額、地域手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当との差額を一時金として支給する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和４年５月３１日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和４年６月に支給する期末手当の額は、令和４年５月３１日改正後の前橋市社会福祉協議会職員の再任用に関する要綱第８条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、７２．５分の１０を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

３　再任用職員のうち、令和３年１２月に職員の給与・退職手当・旅費等に関する規程（以下「給与規程」という。）の規定に基づき期末手当を支給された者に支給する令和４年６月の期末手当については、令和４年５月３１日施行の給与規程附則第２項に規定する措置の特例により、その額を減ずるものとする。

附　則

（施行期日等）
１　この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。
附　則
（施行期日等）
１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日等）
１　この要綱は、令和５年１２月１日から施行する。ただし、第７条の規定は、令和５年４月１日から適用する。
（給与の内払）
２　改正後の前橋市社会福祉協議会職員の再任用に関する要綱（以下「再任用要綱」という。）の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の再任用要綱の規定に基づき支給された給与は、改正後の再任用要綱の規定による給与の内払とみなす。
（改正差額に関する特別措置）
３　改正前の給与月額、地域手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当と改正後の給与月額、地域手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当との差額を支給する。
附　則
（施行期日等）
１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（別表）再任用職員給料表

２級	３級	４級	５級	６級
172,960 円	204,960 円	220,480 円	232,560 円	290,700 円

（様式第１号）

再任用希望申出書

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会　会長　様

〔申出日〕　　年　　月　　日

〔申出者〕　氏名　　印

私は、就業規則１７条に基づき再任用の希望を申し出ます。

なお、再任用では、これまでの勤務経験をもとに、今後の業務に以下のとおり活かしたいと思います。